

■議案第19号 四万十町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

【要旨】

この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行により、教育長が特別職に位置づけられることになるため、所要の改正を行うものです。

【主な改正内容】

教育長が特別職に位置づけられることにより、これまで一般職の職員として規定されてきた教育長の勤務条件が、特別職の勤務条件へと変更になるため、所定の改正を行う。

【経過措置】

新制度への移行の時期は、新たな教育長が就任した時からとなるため、現教育長の任期の期間中は、改正前の条例が適用されます。

(現教育長の任期：平成29年5月11日まで)

【新旧対照表】

新	旧
(給与の支給) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条の規定に基づき、<u>町長、副町長及び教育長(以下「町長等」という。)</u>には、この条例により給料、通勤手当及び期末手当を支給する。	(給与の支給) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条の規定に基づき、<u>町長及び副町長</u>には、この条例により給料、通勤手当及び期末手当を支給する。
(通勤手当) 第3条 <u>町長等</u>の通勤手当については、一般職の職員の例による。	(通勤手当) 第3条 <u>町長及び副町長</u>の通勤手当については、一般職の職員の例による。
(期末手当) 第4条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する<u>町長等</u>に対して支給する。基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した者についても、同様とする。	(期末手当) 第4条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する<u>町長及び副町長</u>に対して支給する。基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した者についても、同様とする。
2～4 (略)	2～4 (略)
(旅費)	(旅費)

新	旧														
第5条 <u>町長等</u> の旅費については、四万十町一般職の職員の旅費に関する条例（平成18年四万十町条例第44号）の例による。 別表（第3条関係）	第5条 <u>町長及び副町長</u> の旅費については、四万十町一般職の職員の旅費に関する条例（平成18年四万十町条例第44号）の例による。 別表（第3条関係）														
<table><tr><th>職名</th><th>給料月額</th></tr><tr><td>町長</td><td>737,000円</td></tr><tr><td>副町長</td><td>631,000円</td></tr><tr><td>教育長</td><td>577,000円</td></tr></table>	職名	給料月額	町長	737,000円	副町長	631,000円	教育長	577,000円	<table><tr><th>職名</th><th>給料月額</th></tr><tr><td>町長</td><td>737,000円</td></tr><tr><td>副町長</td><td>631,000円</td></tr></table>	職名	給料月額	町長	737,000円	副町長	631,000円
職名	給料月額														
町長	737,000円														
副町長	631,000円														
教育長	577,000円														
職名	給料月額														
町長	737,000円														
副町長	631,000円														

<法律の改正内容>

【任命、身分等】

- ・教育長は、長が議会の同意を得て任命する（新法第4条第1項）常勤の特別職の職員であり、新たに職務専念義務が規定された（新法第11条第5項）。
- ・これに伴い、一般職の職員としての教育長の任命等に関する規定は削除された（旧法第16条）。
- ・教育長は、教育委員会の構成員であるが、委員ではない（新法第3条）。
- ・教育長の任期は3年とし、再任可能（新法第5条第1項）

【給与等の勤務条件】

- ・「教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件については、他の一般職に属する地方公務員とは別個に、当該地方公共団体の条例で定める」との規定は削除された（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第16条第2項削除）。
- ・これに伴い、教育長に対する給与等の支給根拠は、特別職の職員の支給根拠を規定した地方自治法第204条となる。
- ・なお、地方公務員法第22条から第25条までの適用除外規定も削除された（教育公務員特例法第16条第2項）が、特別職の職員であることから原則として地方公務員法は適用されない。

【職務】

- ・教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する（新法第13条第1項）。
- ・「教育委員会の会務を総理」とは、「教育委員会の会議を主宰」すること（旧法第12条第3項）、「教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどる」こと（旧法第17条第1項）及び「事務局の事務を統括し、所属の職員を指揮統括する」こと（旧法第20条第1項）を意味する。
- ・これに伴い、一般職の職員としての教育長の職務に関する規定（旧法第17条）及び事務局の統括・指揮監督に関する規定（旧法第20条）は削除された。
- ・教育長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う（新法第13条第2項）。
- ・これに伴い、事務局の職員から職務代理者を指定する規定は削除された（旧法第20条第2項）。
- ・引き続き教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任・臨時代理させることができ（新法第25条第1項）、教育長の権限に属する事務の一部を事務局、学校その他の教育機関の職員に委任・臨時代理させることができる（新法第25条第4項）。
- ・教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会から委任された事務又は臨時に代理した事務の管理・執行状況を教育委員会に報告しなければならない（新法第25条第3項）。
- ・教育長は、議会の審議に必要な説明のため議長から出席を求められたときは、議場に出席しなければならない（改正後の地方自治法第121条第1項）。